

海域（離島を含む）における 生物多様性保全の取組

平成25年11月12日
環境省自然環境局

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

海域(離島を含む)における生物多様性保全の取組

環境省
自然環境局

(1) 海洋の生物多様性保全をめぐる動き

海洋基本法 2007(H19)年4月成立
海洋の生物多様性の保全など海洋環境保全に係る措置を講ずる旨規定

第三次生物多様性国家戦略 2007(H19)年11月閣議決定
海洋保護区のあり方について検討を行う旨を記述

海洋基本計画 2008年(H20)年3月閣議決定
生物多様性の確保等のための取組を明記。

- ・生物多様性を確保する上で**重要な海域等を特定**した上で、生態系の特性に応じ、**生物多様性を確保するための行動計画**を策定する。
- ・生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用のための一つの手段として、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下、**我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化**した上で、その設定を適切に推進する。

※2013(H25)の改定においては(生物多様性の観点からの重要海域の抽出、海洋保護区の設定や管理の充実、海洋保護区のネットワーク化の推進)を追加的に記述。

海洋生物多様性保全戦略 2011(H23)年3月環境省策定
我が国の海洋保護区の定義を以下のように示し、これに該当する既存の制度として、自然公園、鳥獣保護区、天然記念物、保護水面等を挙げる。

我が国の海洋保護区の定義

海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。

※この海洋保護区の定義と該当する既存の制度は、2011(H23)年5月の第8回総合海洋政策本部会合において「**我が国における海洋保護区の設定のあり方について**」(次頁)として了承。

海洋保護区の充実に視野におき、今後、重点的に取り組むべき海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用のための施策の方向性を示す一つとして、**生物多様性の保全上重要度の高い海域**(以下、「**重要海域**」と呼ぶ)を抽出することを明記。

生物多様性国家戦略2012-2020 2012(H24)年9月閣議決定
愛知目標を受け、その達成に向けたロードマップとなる、わが国の国別目標として、沿岸域及び海洋の10%の保全を明記(現状8.3%)。

生物多様性条約 (CBD:1992(H4)年採択)

第7条(a)に、生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定する旨を規定

第9回締約国会議 (CBD COP9、2008(H20)年開催)

「**生態学的あるいは生物学的に重要な海域**(EBSA: Ecologically or Biologically Significant marine Area)」を抽出するための科学的基準が具体的に決定。
現在、世界の各地域で、EBSA 基準を満たす海域を抽出するための地域ワークショップがCBD事務局により開催
※対象海域は主に公海であり、各国の管轄海域を含めることについては締約国の判断による。

第10回締約国会議 (CBD COP10、2010(H22)年開催)

生物多様性の世界目標である「**愛知目標**」を決定。
2020年までに海域・沿岸域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域を保護区にするという個別目標(愛知目標11)を規定。

海洋生物多様性保全戦略に示した海洋保護区の定義と海洋保護区に該当する区域を了承。
 今後、愛知目標等を念頭に置き、既存の制度を効果的に活用し、その管理の充実も含め海洋保護区の設定を適切に推進することを明記。
 現在、我が国の海洋保護区に該当する区域は領海+EEZの8.3%(環境省試算。地理情報が入手可能なもののみ。重複を除く)

我が国において海洋保護区に該当する区域(青色は環境省が所管する区域)

区域(制度)	区域指定目的	主な規制内容
①自然景観の保護等		
自然公園 (自然公園法)	自然の風景地を保護し、その利用を促進することにより、生物多様性の確保に寄与する	主として土地改変などの開発規制(普通地域:届出制)。海域公園地区(許可制)では採捕規制もある。なお、汽水域では特別地域(許可制)の設定がありうる。
自然海浜保全地区(瀬戸内海環境保全特別措置法)	自然の状態が維持され、将来にわたり海水浴や潮干狩り等に利用される海浜池等を保全する	工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取等の開発規制(府県への届出制)
②自然環境又は生物の生息・生育場の保護等		
自然環境保全地域(自然環境保全法)	自然環境を保全する	主として土地改変などの開発規制(普通地域:届出制)。海域特別地区(許可制)では採捕規制もある。
鳥獣保護区 (鳥獣保護法)	鳥獣を保護する	狩猟の規制。特別保護地区では工作物建築等開発規制、特別保護指定区域ではさらに動力船使用規制等が加わる。
生息地等保護区 (種の保存法)	国内希少野生動植物種を保存する	監視地区では開発規制(届出制)。管理地区では開発規制(許可制)のほか指定種の採捕規制、動力船利用制限。さらに立入制限地区では立入を制限。
天然記念物 (文化財保護法)	学術的価値の高い動物、植物、地質鉱物を保護する	現状の変更、またはその保存に影響を及ぼす行為(許可制)
③水産生物の保護培養等		
保護水面(水産資源保護法)	水産動植物の保護培養	産卵、稚魚の育成等に適した水面につき、埋立、浚渫などの開発規制(許可制)、指定水産動植物の採捕規制。
沿岸水産資源開発区域、指定海域 (海洋水産資源開発促進法)	水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進	海底の改変、掘削行為などの開発規制(知事又は農林水産大臣への届出制)。沿岸水産資源開発区域では、都道府県は「沿岸水産資源開発計画」を定める。
都道府県、漁業者団体等による各種指定区域(各種根拠制度※)	水産動植物の保護培養、持続可能な利用の確保等	特定の水産動植物の採捕規制。
	※各種根拠制度:採捕規制区域(漁業法及び水産資源保護法)、資源管理規定の対象水面及び組合等の自主的取組(水産業協同組合法)	
共同漁業権区域(漁業法)	漁業生産力の発展(水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等)等	漁業権行使規則(知事認可)等による水産動植物の採捕規制(区域、期間、漁法、隻数等)。また、第三者の侵害に対して物権的請求権、損害賠償請求権に加え、漁業権侵害罪が適用。

(2) 重要海域の抽出 (環境省、平成23-25年度)

海洋基本計画(平成20年):「生物多様性を確保する上で重要な海域等を特定」 → H25年改定「生態学的・生物学的に重要な海域を
生物多様性国家戦略2010(平成22年):「生物多様性の観点から重要な海域を抽出」
海洋生物多様性保全戦略(平成23年):重要海域の抽出の基本的な考え方や方向性を具体的に示した。

重要海域抽出検討会 検討委員(5名) (50音順、敬称略)	
桜井 泰憲	北海道大学大学院水産科学研究院教授
白山 義久 (座長)	独立行政法人海洋研究開発機構研究担当理事
武岡 英隆	愛媛大学沿岸環境科学研究センターセンター長
中田 薫	独立行政法人水産総合研究センター研究推進部 研究主幹
向井 宏	京都大学フィールド科学教育研究センター海域陸域統合管理学研究部門特任教授

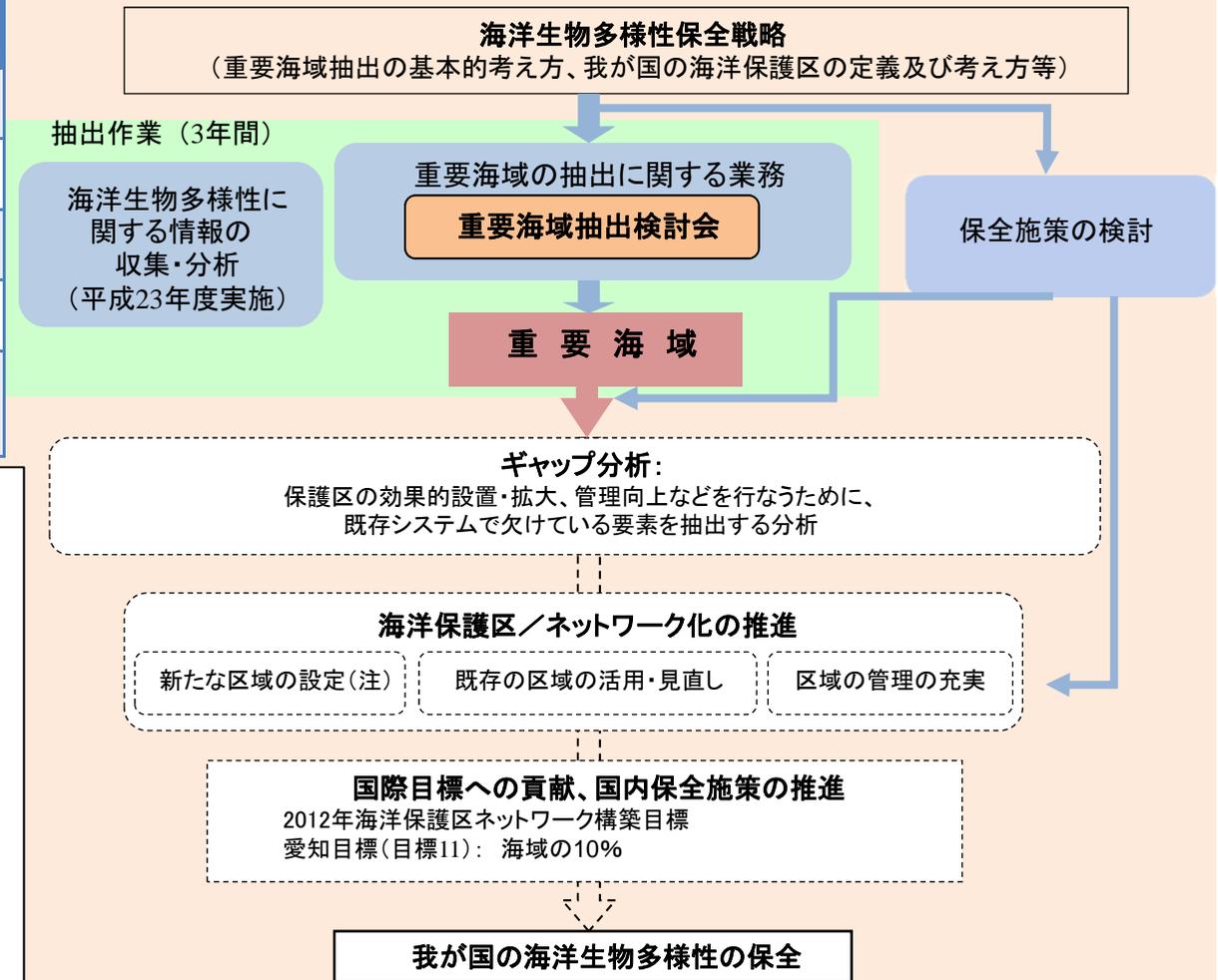
重要海域抽出の基準

CBD COP9(2008年)で決定されたEBSA(生態学的・生物学的に重要な海域)の基準

- ① 唯一性、または希少性(代替が無い海域)
- ② 種の生活史における重要性(個体群が生存、繁栄するために必要な海域)
- ③ 絶滅危惧種又は減少しつつある種の生息・生育地としての重要性(絶滅危惧種等の再生、回復のための海域)
- ④ 脆弱性、感受性又は低回復性(人間活動または自然事象による劣化や滅失に非常に影響を受けやすい海域)
- ⑤ 生物学的生産性(比較的高い自然生物学的生産性を持つ海域)
- ⑥ 生物学的多様性(生態系・生息地・群集・個体群、種、遺伝子の多様性が比較的高い海域)
- ⑦ 自然性(人間活動による攪乱あるいは劣化がない、あるいは低レベルの海域)

日本独自の基準

- ⑧ 典型性・代表性(わが国の代表的な生態系や生物群集等の特徴を典型的に示している海域)



重要海域抽出から保全施策の推進に至るプロセスの全体像(イメージ)

(注)当面の予定

- 慶良間諸島国立公園(新規指定):H26年3月予定、海岸から7km、海域の面積90,475ha
- 山陰海岸国立公園(拡張):H26年3月予定、海岸から1km→7km、海域の面積12,772ha→47,972ha